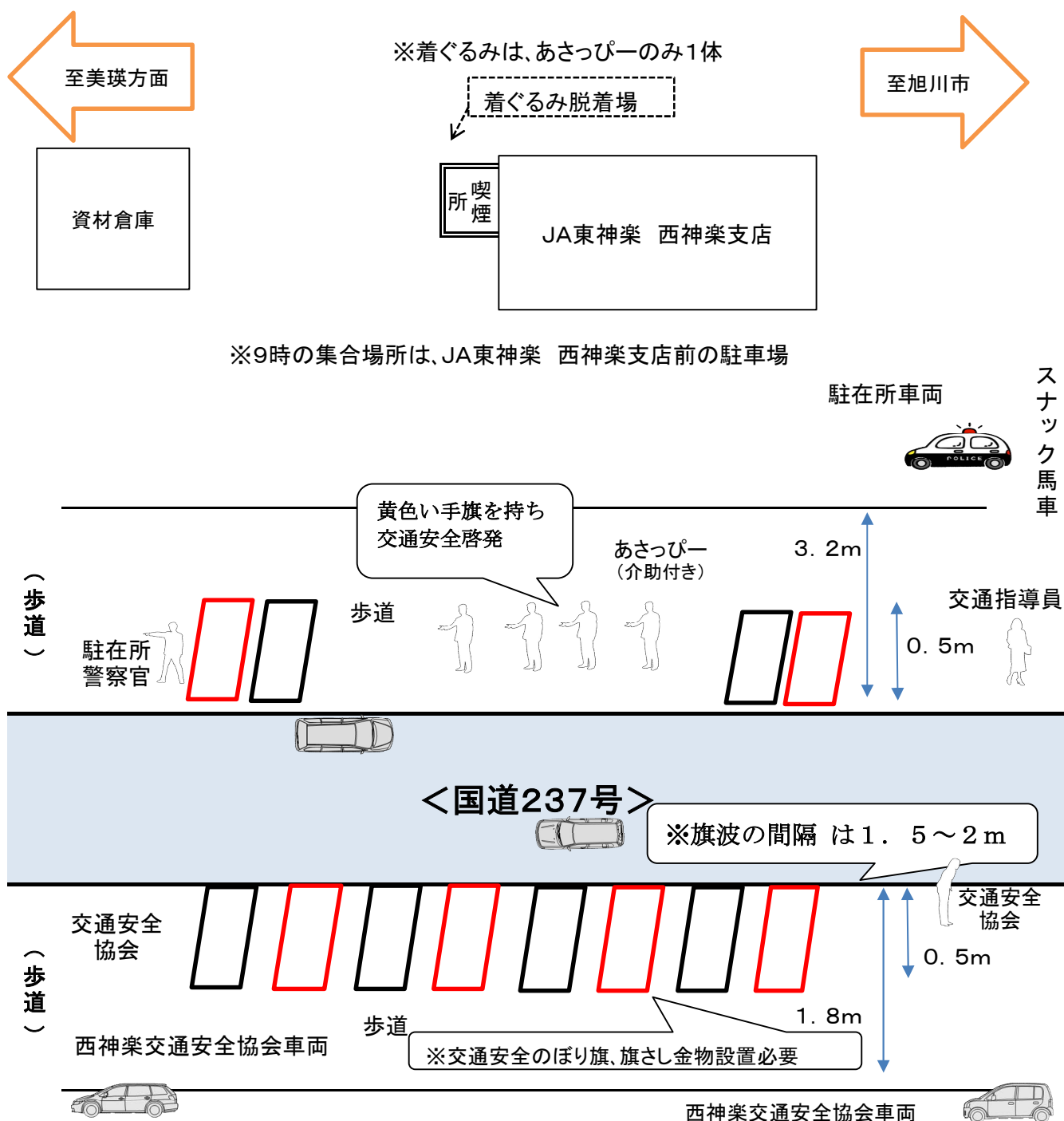


令和8年度・交通安全啓発活動実施要領(案)

- 1 目的 国道237号線の交通量増加に伴う歩行者の安全確保、自転車の安全利用の促進、ドライバーの安全運転意識の向上を図り、地域全体で「安全」に向けて意識を高めるための取組として交通安全運動を実施する。
- 2 日時 令和8年9月27日(日) 旗波活動は9:30~10:00 (準備等で現地に9:00集合)
- 3 場所 東神楽農業協同組合の西神楽支店前 国道237号両側
- 4 会場図 下記のとおり



5 啓発活動上の注意事項

- ① 旗波活動は、歩道上の歩行者の通行の妨げとならない場所と方法で行うこと。
- ② 道路上(歩道を含む)に車両を駐車または停車して啓発活動を行わないこと。
- ③ 国道を横断するときは横断歩道を使用すること。

6 用具(西神楽支所にて保管分)

- ① 手持ち用のミニ旗 20本
- ② のぼり旗(60巾、「ここは40キロ制限」ゆっきりん付き) 8本
- ③ のぼり旗(45巾、赤文字で「交通安全」) 10本
- ④ 旗さし金物 30本

7 協力機関

- ・ 旭川東警察署西神楽駐在所、千代ヶ岡駐在所
- ・ 西神楽交通安全協会

8 R7年度の参加状況(事務局(西神楽支所)除く)

※毎年、まちづくり推進協議会の事業実施報告として、事業参画人数の報告が必要。

- ・ まち協委員 8名
- ・ 市民委員会 10名
- ・ 西神楽駐在所 1名、西神楽交通安全協会 1名

9 検討事項

- ① 補助金20,000円の執行内容 ※現状、旗の本数は足りている。
- ② 当日の用務と参加人数 9:00～旗さし金物設置 9:30～旗振り 10:00～旗さし金物撤去など